

# 令和3年2月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月26日（金曜日） 議事開始 午前 8時53分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

## 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美  
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則  
増田 賢造 中津 ゆみ子

## 事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司  
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

## 議 題

- 報告第22号 農地等の合意解約について
- 報告第23号 農用地利用配分計画について
- 報告第24号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第64号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第65号 農用地利用集積計画について
- 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第68号 非農地証明願いについて
- 議案第69号 農業振興地域整備計画変更の協議について

事務局長　それではただいまから令和3年2月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は28人で全員でございます。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、山下委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第22号から報告第24号及び議案第63号から議案第69号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第22号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第22号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は11件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年2月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番につきましては、他の担い手に貸借予定のため、解約するものでございます。

整理番号2番につきましては、基盤整備事業の対象区域から除外されたため、解約するものでございます。

整理番号5番及び6番につきましては、他の担い手に売買予定のため、解約するものでございます。

整理番号7番及び8番につきましては、所有者にて自作するため、解約するものでございます。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第23号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第23号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。別冊になっておりますので別冊1をご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年2月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。概要としまして、農地中間管理機構が所有者である出し手から原則10年借りて、担い手に5年間配分していますが、平成28年2月1日に認可を受けて基盤整備事業に機構集積協力を充当した〇〇地区と〇〇地区で5年が経過するため、再度、利用配分する案件が139件637筆です。また、令和2年12月総会で審議していただいた案件が82件219筆で、合計221件856筆875,971.89㎡となっております。詳細につきましては、別冊1に記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第24号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第24号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告いたします。今月の許可返戻件数は1件でございます。5ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,068㎡でございます。

こちらは、平成21年3月総会で審議され、平成21年3月27日付けで許可されましたが、譲受人及び譲渡人に所有権移転の意思がなく、現在も譲渡人が耕作している状況のため、許可書を返戻したいとの申出があったため、報告するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案説明の前に2か所、議案のご訂正をお願いいたします。まず、11ページをご覧ください。貸借整理番号1番と2番の借受人の経営状況で肉用牛が0頭となっておりますが、2頭と訂正をお願いいたします。次に14ページをご覧ください。貸借整理番号4番の申請地の表示のところで大字〇〇字〇〇〇〇番地と記載してありますが、正しくは〇〇番地が正しいので訂正をお願いします。あと、面積が413㎡と記載してありますが正しくは1,000㎡、よって合計面積が3,461㎡ではなく、正しくは4,070㎡となります。誠にお手数をお掛けいたしまして、申し訳ありませんが、ご訂正をお願いいたします。

それでは、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。6ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転10件、貸借10件の合計20件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたしますので7ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、2,436㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、7ページから8ページをご覧ください。畑1筆、

8 1 9 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、畑1筆、5 1 3 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田2筆、2, 0 4 8 m<sup>2</sup>の贈与です。9ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、4 3 2 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。  
岩屋委員の掘起しです。

整理番号6番、畑1筆、8 9 3 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、畑1筆、3 7 3 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

10ページをご覧ください。

整理番号8番、畑1筆、8 8 5 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑1筆、2, 6 2 8 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円  
です。こちらは令和3年1月総会で空き家に附属した農地に指定されて  
おり、今回、売買となっています。

整理番号10番、畑1筆、6 2 0 m<sup>2</sup>の売買です。価格は宅地を含めて  
総額〇〇円です。こちらも令和2年6月総会で空き家に附属した農地に  
指定されており、今回、売買となっています。所有権移転につきましては、  
以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので11  
ページをご覧ください。

貸借整理番号1番、田1筆、4 8 5 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号2番、田2筆、1, 5 0 4の賃貸借です。12ページをご覧ください。

整理番号3番、12ページから13ページをご覧ください。田8筆、  
4, 8 4 7 m<sup>2</sup>の賃貸借です。14ページをご覧ください。

整理番号4番、田2筆、4, 0 7 0 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号5番、14ページから15ページをご覧ください。田2筆、  
1, 9 7 2 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号6番、15ページから17ページをご覧ください。田10筆、  
6, 2 3 1 m<sup>2</sup>の使用貸借です。借受人と貸渡人の関係は親子となります。

整理番号7番、17ページから19ページをご覧ください。田6筆、畑3筆、計9筆3,983㎡の使用貸借です。こちらも借受人と貸渡人の関係は親子となります。

整理番号8番、19ページから20ページをご覧ください。田1筆、1,013㎡の使用貸借です。

整理番号9番、20ページから22ページをご覧ください。田9筆、8,035㎡の使用貸借です。

整理番号10番、22ページから23ページをご覧ください。田4筆、9,931㎡の貸貸借です。以上、所有権移転10件、貸借10件、計20件です。以上、皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第63号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地を吉留委員に、申請人「受人」の確認を吉田委員にお願いします。まず、吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

尾山議長 吉留委員。

吉田委員 それでは、整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命に取り組まれ、地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、畦畔や用水路の管理も適切に管理されている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会

内にあります。基盤整備は済んでおりませんが、来年、畑かんによる基盤整備事業が実施される予定でございます。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、現在、耕運されていまして。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び露地野菜の複合経営の専業農家です。地域との調和については、自治会の行事などにも積極的に参加するなどして、また、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に8ページの整理番号3番と4番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 最初に整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおりません。周辺一帯は畑です。日照・接道・用排水は良好です。申請農地は畑かんの基盤整備事業から除外された農地です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家です。後継者は、おられます。権利取得後は、栗を植えるとの事です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周辺一帯は基盤整備済の水田地帯です。農地の利用状況は、水田として利用されています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の兼業農家です。受人は兼業ですが、営農にも一生懸命に取り組まれており、また、所有農地の管理も行き届いている事から



地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に9ページの整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは、整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備済の水田地帯です。基盤整備は済んでいますが、農地の形状は角が丸くなっている三角形でやや不良です。受人の所有農地と隣接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。地域との調和については、営農に一生懸命に取り組まれており、地域で行われている水路清掃や除草作業などに積極的に参加するなどしており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 それでは、整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、山林及び宅地となっています。日照については、南・西・北側が杉の山林であるため、あまり良くありません。接道・排水は良好です。農地の作付け状況は、現在、耕起されていません。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び露地野菜の複合経営の専業農家です。先月の総会で同一の受人及び渡人で農地は違いますが、売買で議案が提出されています。

渡人は高齢のため、今回、売買するとの事です。権利取得後は、露地野菜などを作付けするとの事です。所有農地の畦畔の管理も行き届いている事から地域との調和については、営農に一生何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を西田委員にお願いいたします。

西田委員 議長。

尾山議長 西田委員。

西田委員 それでは、整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、農地の形状は長方形で良好です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、管理耕作されています。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び露地野菜の複合経営の兼業農家です。権利取得後は、露地野菜やそばを作付けするとの事です。畔や用水路の管理、清掃なども協力して、農薬なども適正に使用するなど適切に管理している事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に10ページの整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を土器委員にお願いいたします。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員。

土器委員 それでは、整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、山林と畑となっています。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、兼業であり

ますが、営農にも一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を田上委員に願ひします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 それでは、整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。先月の総会で空き家に附属した農地に指定された農地で全部遊休化しています。基盤整備は済んでいません。農地の形状は、あまり良くありません。一部細長い所があり、高低差があるなどしています。南側に山林はありますが、日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、遊休化していますが、除草されており、進入路も整備されています。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で自営業が主で農作物は作付けしていませんが、権利取得後は、地力が回復するまで、ソバや落花生などを作付けするとの事でした。地域との調和については、周辺の農家の方と協力して、除草作業や水路清掃などの地域活動に積極的に協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号10番の土地を赤川委員に、申請人「受人」の確認を事務局に願ひします。まず、赤川委員に願ひします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは、整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、農地の形状は良好です。周辺は山林となっていますが、日照は良好です。接道・排水は良好です。農地の現状は、現在、何も作付けされていませんでした。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 続きまして、整理番号10番の受人の受人について、ご報告いたします。受人は当市への移住希望者で申請農地の北側に隣接する空家の購入が正式に決まった事から空き家に附属した農地も一緒に購入する事になりました。現在、市外で配管工をしていますが、今回の農地の取得が許可されれば、当市に移住してくるとの事でした。農地については、遊休農地にならないように適正に管理していくとの事でした。移住後は、地域の行事等にも積極的に参加していきたいとの事でしたので地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に11ページの貸借整理番号1番と2番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 それでは、貸借整理番号1番及び2番につきまして、農地の場所と受人は同じで渡人はそれぞれ親子ですのでまとめて、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周辺一帯は基盤整備済の水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。最近、肉用牛を2頭購入しました。後継者がおり、現在、市外の牧場で働いています。週に1回、実家に戻り、牛の世話を手伝っていますが、将来的には後継者が家に戻り、繁殖牛経営を行い、牛を増頭していくとの事です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に12ページの貸借整理番号3番の土地を伊地知委員に、申請人「受人」の確認を吉田委員にお願いします。まず、伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは、貸借整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周辺一帯は基盤整備済の水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、きれいに耕運されて、イタリアンが作付けされていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に吉田委員にお願いします。

吉田委員 議長。

尾山議長 吉田委員。

吉田委員 それでは、貸借整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家です。権利取得後は、飼料稲やイタリアンを作付けするとの事です。地域との調和については、申請地と隣接した農地を耕作しており、畦畔や用水路の管理も適切にしております。また、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に14ページの貸借整理番号4番の土地を福迫委員に、申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。まず、福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 それでは、貸借整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおらず、登記上は2筆ですが、現況は7筆の水田です。周辺は宅地と田が混在してします。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、昨年、水稻とイタリアンが作付けされていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは、貸借整理番号4番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者もおられます。渡人との関係は義理の親子です。権利取得後は、水稻として利用していくとの事です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、畦畔や用水路の管理も適切にしている事から何ら問題ないと判断しました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に貸借整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは、貸借整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周囲は基盤整備済の水田地帯です。農地の形状・日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と養豚の複合経営の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に15ページの貸借整理番号6番の大字〇〇字〇〇の土地を栗下委員に、大字〇〇字〇〇以外の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 それでは、整理番号6番の大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好ですが、

堤防すぐ下の水田のため、畦の草刈りが大変です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 それでは、貸借整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周囲も基盤整備済の水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。後継者はおられません。地域との調和については、受人は兼業であります。営農にも一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に17ページの貸借整理番号7番の大字〇〇字〇〇の土地を赤川委員に、大字〇〇字〇〇以外の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは、貸借整理番号7番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおりませんが、農地の形状は良好です。周囲の状況は住宅街です。日照・接道・排水は良好です。農地の状況は、菜園として利用されていきました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 それでは、貸借整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇と〇〇自治会内にあります。大字〇〇字〇〇の3筆と大字〇〇字〇〇

の2筆は基盤整備が済んでいませんが、その他の農地は、基盤整備は済んでいます。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人についてですが、先ほど整理番号6番の受人と同一のため、省略いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に19ページの貸借整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 それでは、貸借整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおりません。今から基盤整備事業をしようと〇〇自治会と合同で取り組んでいる場所の一角にあります。農地の形状は良好です。周囲は、水田地帯です。日照・接道は良好ですが、用排水については、主要な水路からは距離があるので良好とは言えないところです。基盤整備が進めば、いい農地になるのではないかと考えます。これまでも受人が耕作してきたとの事でございます。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家です。後継者はおられますが、農業をするかは未定との事です。権利取得後は、飼料稲やイタリアンなどを作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事や地元自治会長をしていて何事にも積極的に取り組んでいるので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に20ページの貸借整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を土器委員にお願いします。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員。

土器委員 それでは、貸借整理番号9番について、ご報告いたします。申請農地は、



〇〇自治会内にあります。大字〇〇の〇〇－〇〇と〇〇－〇〇の2筆と大字〇〇字〇〇の3筆は、基盤整備は済んでいませんが、その他の農地は、基盤整備は済んでいます。貸渡人が高齢で借受人の農地と隣接していた事から今回、借り受ける事となったとの事です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、地域の活動にも積極的に参加し、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に22ページの貸借整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 それでは、貸借整理番号10番について、ご報告いたします。貸渡人が体調不良のため、今回、貸借する事となったとの事です。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周囲も基盤整備済の水田地帯です。南側の1筆が山林に隣接しているため日照がやや不良ですが、接道・用排水は良好です。その他の3筆の農地は、日照・接道・用排水は良好です。冬場の裏作はむずかしいのではないかと思います。自分の農地も近くにあるのでよく存知しています。農地の状況は、耕起されてよく管理されていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。後継者は、〇〇卒業の息子さんがおられます。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域の行事には、積極的に参加するなどしている事から地区の方々との協調性については、問題ありません。また、所有農地の管理は良く行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、

よろしくお願いいいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計20件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第63号の審議に入ります。貸借整理番号9番の借受人は〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から貸借整理番号9番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。貸借整理番号9番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長　それでは、貸借整理番号9番を除く、議案第63号の審議に入ります。  
各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

尾山議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第64号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　議案第64号についてご説明いたします。今月の指定申出件数は2件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略、ご説明いたします。25ページをご覧ください。

整理番号1番、田6筆、2,736㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、一部、遊休化しております。

整理番号2番、田1筆、503㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。以上、皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長　事務局の説明が終わりました。議案第64号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。まず、整理番号1番について、下原委員をお願いします。

下原委員　議長。

尾山議長　下原委員。

下原委員　それでは、整理番号1番の農地計6筆について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況は、5筆は耕起されていましたが、残りの1筆は、湿田で耕作されていませんでした。空き家の方は、現在、取り壊されており、空き地となっていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長　続きまして、整理番号2番の報告を西田委員にお願いします。

西田委員　議長。

尾山議長　西田委員。

西田委員　それでは、整理番号2番の農地計1筆について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況は、全部遊休化していました。以上、ご報告いたします。

尾山議長　説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

尾山議長　ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第64号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

栗下委員　議長。

尾山議長　栗下委員。

栗下委員　事務局にお尋ねします。農業委員会において、今まで空き家に附属した農地の指定については、何十件と審議してきました。えびの市で多数の空き家が出てきている状況ですが、過去に審議して指定された空き家に附属した農地がどのようになっているか、説明をお願いします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 ただいまの栗下委員のご質問にお答えいたします。平成28年4月1日より、農地法施行規則第17条の規定により、別段面積を設定しています。設定した事により、空き家に附属した農地につきましては、1アール（未満も含む。）で取得できるようになりました。これまで、16件の申出があり、田12筆、畑8筆、計20筆、面積13,627㎡の農地を指定しました。そのうち、5件、田2筆、畑3筆の計5筆5,414㎡が農地法第3条で売買されています。以上です。

尾山議長 栗下委員よろしいでしょうか。

栗下委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号1番で下原委員の報告の中に空き家を取り壊したと有りましたが、今後はどうされるのか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの谷口委員のご質問にお答えいたします。市に空き家バンクがございますが、空き家の中に空き地も含まれての取扱いとなります。整理番号1番については、空き地で登録されている状況です。以上です。

尾山議長 谷口委員よろしいでしょうか。

谷口委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第65号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第65号「農用地利用集積計画について」のご説明の前に2か所議案のご訂正をお願いいたします。31ページをご覧ください。

整理番号6番は山口委員の掘起しでしたが、その旨の記載がありませんでしたので備考欄に掘起し山口委員と記載をお願いいたします。

続いて、2か所目ですが、65ページをご覧ください。整理番号41番田2筆、141㎡と記載されていますが、システムの不具合で64ページの田2筆、905㎡が面積に計算されていませんでしたので、正しくは田4筆、1,064㎡と訂正をお願いいたします。

それでは、議案第65号「農用地利用集積計画について」をご説明いたしますので26ページをご覧ください。今月の計画件数は、所有権移転6件、利用権設定45件、合計51件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が21件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。また、法人及び死亡した所有者については、年齢の欄が空欄となっておりますのでご了承ください。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。27ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、6,544㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、27ページから28ページをご覧ください。田1筆、1,605㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、28ページから29ページをご覧ください。畑5筆、4,434㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、1, 909 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。永前委員の掘起しです。

整理番号5番、29ページから31ページをご覧ください。田7筆、14, 498 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、31ページから32ページをご覧ください。田2筆、3, 815 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらの案件は、売買事業の即売りタイプを活用しており、先月の総会で所有者から公社が買受た農地を担い手に売渡し売渡す案件となっています。山口委員の掘起しです。以上、所有権移転6件です。続きまして、利用権設定について、ご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び賃料についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。33ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆、7, 384 m<sup>2</sup>の賃貸借です。34ページをご覧ください。

整理番号2番、田3筆、3, 814 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号3番、34ページから35ページをご覧ください。田1筆、1, 492 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号4番、35ページから36ページをご覧ください。田6筆、8, 706 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号5番、畑1筆、512 m<sup>2</sup>の賃貸借です。37ページをご覧ください。

整理番号6番、37ページから38ページをご覧ください。田7筆、4, 820 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号7番、38ページから39ページをご覧ください。田1筆、577 m<sup>2</sup>の賃貸借です。中津委員の掘起しです。

整理番号8番、田1筆、1, 075 m<sup>2</sup>の賃貸借です。こちらも中津委員の掘起しです。

整理番号9番、39ページから40ページをご覧ください。田5筆、

3, 656 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号10番、40ページから41ページをご覧ください。田1筆、973 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号11番、田3筆、737 m<sup>2</sup>の使用貸借です。42ページをご覧ください。

整理番号12番、42ページから43ページをご覧ください。田5筆、畑1筆、計6筆5,710 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号13番、43ページから44ページをご覧ください。田3筆、2,384 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号14番、44ページから45ページをご覧ください。田1筆、934 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号15番、田1筆、821 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号16番、45ページから46ページをご覧ください。田4筆、5,530 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号17番、46ページから47ページをご覧ください。田2筆、1,459 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号18番、畑1筆、1,505 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号19番、田2筆、4,133 m<sup>2</sup>の賃貸借です。48ページをご覧ください。

整理番号20番、畑1筆、704 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、1,743 m<sup>2</sup>の賃貸借です。整理番号21番から23番の借受人は新しく設立された法人ですので、詳細について、ご説明いたします。

〇〇は昨年設立された法人で水稻とトマトのハウス栽培の複合経営を行っていくとの事で農業経営改善計画を市の方に提出して、市の認定法人となっております。法人での権利取得が初めてのため、経営面積が0 m<sup>2</sup>となっていますが、利用権設定整理番号21番から23番の3件については、これまで法人の代表が個人で耕作していた代表の父母名義の農地と代表の



妻の父名義の農地を今回、法人で借りる案件となっています。それでは、利用権設定の説明に戻ります。

整理番号22番、48ページから49ページをご覧ください。田2筆、畑2筆、計4筆10,779㎡の賃貸借です。

整理番号23番、49ページから54ページをご覧ください。田18筆、畑1筆、計19筆11,728㎡の賃貸借です。

整理番号24番、田1筆、1,932㎡の使用貸借です。55ページをご覧ください。

整理番号25番から整理番号43番及び45番は農地中間管理事業となります。なお、借受人の経営面積欄に454,479㎡と記載されていますが、これは利用配分計画が未入力のため、面積が表示されています。その点は、ご了承ください。

整理番号25番、田1筆、1,309㎡の使用貸借です。

整理番号26番、田1筆、2,443㎡の賃貸借です。

整理番号27番、田1筆、1,303㎡の賃貸借です。56ページをご覧ください。

整理番号28番、56ページから57ページをご覧ください。田5筆、8,516㎡の賃貸借です。

整理番号29番、57ページから58ページをご覧ください。田5筆、2,107㎡の賃貸借です。。

整理番号30番、58ページから59ページをご覧ください。田3筆、7,310㎡の賃貸借です。

整理番号31番、田1筆、1,360㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田1筆、2,630㎡の賃貸借です。60ページをご覧ください。

整理番号33番、田2筆、1,811㎡の賃貸借です。

整理番号34番、60ページから61ページをご覧ください。田2筆、7,494㎡の賃貸借です。

整理番号35番、田1筆、3,068㎡の賃貸借です。

整理番号36番、田1筆、1,493㎡の賃貸借です。

整理番号37番、61ページから62ページをご覧ください。畑1筆、3,367㎡の賃貸借です。

整理番号38番、田2筆、4,654㎡の賃貸借です。

整理番号39番、62ページから63ページをご覧ください。田3筆、2,548㎡の賃貸借です。

整理番号40番、63ページから64ページをご覧ください。田4筆、2,576㎡の使用貸借です。

整理番号41番、64ページから65ページをご覧ください。田4筆、1,064㎡の賃貸借です。

整理番号42番、65ページから67ページをご覧ください。田8筆、16,232㎡の賃貸借です。

整理番号43番、67ページから68ページをご覧ください。畑2筆、2,751㎡の賃貸借です。

整理番号44番、68ページから69ページをご覧ください。田4筆、2,793㎡の賃貸借です。こちらの案件は、売買事業の一時貸付タイプで平成28年2月総会で公社が所有者から買い受けて、5年後、公社から農地を買い受ける予定で借受人が公社から借り受けていましたが、今回、コロナ感染症の影響で令和3年3月21日までに買い受ける事が困難との事で借受人より貸付期間の延長の申出があり、公社も承認した事から令和4年3月21日までの1年間の利用権設定となりました。資金の準備が整いしだい借受人が買う計画となります。

整理番号45番、田1筆、1,003㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方よろしくお願ひいたし

ます。

尾山議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第65号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第65号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第68号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。70ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準について説明を省略させていただきます。71ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、293㎡を車庫敷地として追認申請するものです。平成16年に宅地に隣接している申請地に車庫を建築しましたが、その後、申請地が農地のままである事が判明したため、今回、追認申請するものでございます。申請人から顛末書が提出されています。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理いたします。

続きまして、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。72ページをご覧ください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させ

ていただきます。73ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1,203㎡を太陽光発電施設用地用地として、申請するものでございます。権利関係は地上権設定による令和3年7月1日から20年間の賃貸借です。工事期間は令和3年4月1日から6月30日までとなっております。事業費につきましては、造成費〇〇円、建設費〇〇円、賃借料〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により、対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、277㎡を一般個人住宅用地として、申請するものでございます。権利関係は売買です。工事期間は令和3年4月5日から7月31日までとなっております。事業費につきましては、造成費〇〇円、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、土地取得費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるものでございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、東側市道側溝に排水します。雨水なども同様に東側市道側溝に排水します。74ページをご覧ください。

続きまして、議案第68号の「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件です。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。75ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が〇〇、田1筆、449㎡です。申請理由は原野です。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第66号から第68号については、2月25日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、2月25日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条1件、

農地法第5条2件、非農地証明願い1件、計5件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第66号、農地法第4条整理番号1番についてご説明いたします。申請人は、平成16年頃に車庫を建築しましたが、その後、申請地が農地のままである事が判明したため、今回、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約400mのところに位置します。申請地の状況は、東側は市道、その他は宅地に接しています。周囲に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして議案第67号、農地法第5条整理番号1番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電施設を建設したく適地を探していいましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北西に約1.6kmのところに位置します。申請地の状況は、南側が畑、その他三方向は太陽光発電施設用地に接してています。南側に農地がありますが、日照等に影響はないことから農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番について、ご説明いたします。譲受人は一般個人住宅を建築したく、適地を探していいましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ承諾を得たことから申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南東に約300mのところに位置します。申請地の状況は、東側が道路、西側が雑種地、南側が畑、北側が宅地に接しています。南側に農地がありますが日照等に影響なく、農地に影響のないように被害防除対策を取っている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第68号、非農地証明願いの整理番号1番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区で現況は原野となります。その土地

が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請2件、非農地証明願い1件、計4件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第66号から第68号の計4件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 73ページの議案第67号農地法第5条整理番号2番の譲受人と譲渡人の関係は何かあるのか、お尋ねいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの下原委員のご質問にお答えいたします。譲受人と譲渡人の関係は他人でございます。譲受人の職業は公務員で学校の先生でございます。

今回、定年退職されるという事ですが、会計年度任用職員としてえびの市で学校の先生をするという事でえびの市に転居される予定でございます。近くに親戚が住んでるのでこちらに住宅を建築するとの事でございます。以上です。

尾山議長 下原委員、よろしいでしょうか。

下原委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第66号から第68号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第66号から第68号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第66号及び第67号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第68号は、お諮りのとおり決定いたします。次に議案第69号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 それでは、議案第69号「農業振興地域整備計画変更の協議について」ご説明いたします。今回、委員の皆様にご審議いただきますのは、農業振興整備計画の変更という事で県が設定したえびの市農業振興地域という区域の中にえびの市が設定した農用地区域（青地）と農用地区域外（白地）があります。農用地区域外から農用地区域に変更するのを編入、農用地区域から農用地区域外に変更するのが、除外となります。それらにつきまして、審議していただきます。

それでは議案第69号について、ご説明いたします。農業委員会総会資料とは「議案第69号別冊2」というものをご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。変更案件の位置図となります。赤色の枠が除外、青色の枠が編入となります。次に2ページをご覧ください。編入案件の一覧となります。全部で7件です。編入案件の7番については、7ページまで続いております。次に8ページをご覧ください。除外案件の一覧となります。全部で8件です。編入7件、除外8件、計15件となります。9ページをご覧ください。編入案件7件について、順にご説明いたします。10ページをご覧ください。

案件1番、場所は〇〇地区で農用地（採草放牧地）への編入です。3筆で面積は4,118㎡です。変更理由は、畜産担い手育成総合整備事業の対象とするために今回編入するもので採草放牧地の基盤整備事業となります。11ページをご覧ください。現地写真です。12ページをご覧ください。

案件2番、場所は〇〇地区で、農用地（畑）への編入です。1筆で面積は251㎡です。変更理由は、県営畑地帯総合整備事業の対象とするために今回編入するもので畑かんの基盤整備事業となります。13ページをご覧ください。現地写真です。元々、杉が植林され山林となっていました。杉は伐採されていました。14ページをご覧ください。

案件3番、場所は〇〇地区で、農用地（畑）への編入です。1筆で面積は524.24㎡です。変更理由は、県営畑地帯総合整備事業の対象とするために今回編入するもので畑かんの基盤整備事業となります。15ページをご覧ください。現地写真です。豚舎跡がございます。編入後は、基盤整備事業により畑となります。16ページをご覧ください。

案件4番、場所は〇〇地区で、農用地（畑）への編入です。4筆で面積は4,226㎡です。変更理由は、県営畑地帯総合整備事業の対象とするために今回編入するもので畑かんの基盤整備事業となります。17ページをご覧ください。現地写真です。豚舎跡がございます。編入後は、基盤整



備事業により畑となります。18ページをご覧ください。

案件5番、場所は東原田地区で、農用地（田）への編入です。1筆で面積は68.15㎡です。変更理由は、農業競争力強化農地整備事業の対象とするために今回編入するもので水田の基盤整備事業となります。19ページをご覧ください。現地写真です。編入後は、基盤整備事業により水田となります。20ページをご覧ください。

案件6番、場所は〇〇地区で、農用地（田）への編入です。1筆で面積は1,166㎡です。変更理由は、中山間地域等直接支払制度の対象とするために今回編入するものです。事業の概要ですが、中山間地域においては、傾斜等により農業生産が不利な地域が多いのでそれを補うために、集落に対して交付金を支払う制度となります。21ページをご覧ください。現地写真です。水田として、利用されています。22ページをご覧ください。

案件7番、場所は〇〇地区で、農用地（畑）への編入です。94筆で面積は50,024㎡です。変更理由は、地域農業の振興を図り、安定的な農業経営を行うために編入するものでございます。具体的には、市の認定農業者である〇〇が今後、オリーブを使った6次産業化に取り組むにあたって、安定的な経営を行うためでございます。編入の対象地は赤色の区域でございます。黄色の区域は、6次産業化で加工施設や販売施設を建設する計画地でございます。他法令（農地法・建築基準法等）の問題点が整理されれば、農業用施設用地として編入する計画でございます。23ページをご覧ください。現地写真です。編入部分の西側にはオリーブが作付けされていました。東側の部分は畑として、利用されています。24ページをご覧ください。

続きまして、除外案件8件となります。順にご説明いたします。25ページをご覧ください。

案件8番、場所は〇〇地区です。農用地外（田）への除外となります。1筆で面積は1,030㎡の内500㎡です。変更理由は、一般個人住宅

建築のためでございます。現在、別な場所に住んでいる所有者の子が、将来的に親の介護をするために、実家に隣接する水田に住宅を建築する計画で当該地を選定しました。当該地は、基盤整備済の水田ですが、農振法上の除外の要件である農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条に規定する「基盤整備が完了した年の翌年度から起算して8年を経過している土地であること。」の基準を満たしているので問題ありません。また、農地法上で1種農地となっておりますが、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」の農地転用不許可の例外規定である集落接続に該当するため、問題ありません。周辺の所有者の同意は取得済みでございます。生活排水は合併浄化槽で処理後、西側の道路下の既存の暗渠排水パイプを通り、既存の側溝へ排水する計画です。雨水については、当該地西側に柵を設置し、同様に道路下の既存の暗渠排水パイプを通り、既存の側溝へ排水します。土地の周囲はブロックで囲い、隣接地への流れ込みを防止する計画です。雨水、排水の処理については、土地改良区からの同意を取得済みです。26ページをご覧ください。現地写真です。27ページをご覧ください。土地利用計画図となります。赤い区域が除外区域となります。28ページをご覧ください。

案件9番、場所は〇〇地区です。農用地外（田）への除外となります。1筆で面積は739㎡です。変更理由は、一般個人住宅建築のためでございます。当該地は、基盤整備済の水田ですが、案件8番と同様で除外の要件を満たしているので問題ありません。また、農地法上で1種農地となっておりますが、やはり案件8番と同様に農地転用不許可の例外規定である集落接続に該当するため、問題ありません。南側に位置する水田1枚が孤立しますが、所有者に事業計画を説明して所有者の同意を得ているため、問題ないと判断しました。生活排水は合併浄化槽で処理後、西側道路側溝へ排水する計画です。雨水についても同様でございます。周囲は

ブロックを設置し、隣接地への土砂の流れ込みを防止します。生活排水、雨水等の処理については、土地改良区からの同意を取得済みでございます。

尾山議長　　ちょっと、よろしいでしょうか。28ページに〇〇と記載がありますが、〇〇ではないですか。

畜産農政課　　大変、失礼しました。28ページ航空写真に〇〇と記載していますが、正しくは〇〇ですのでご訂正をお願いします。それでは、説明を続けます。29ページをご覧ください。現地写真です。30ページをご覧ください。土地利用計画図となります。赤い区域が除外区域となります。31ページをご覧ください。

案件10番、場所は〇〇地区です。農用地外(畑)への除外となります。1筆で面積は883㎡です。変更理由は、変電設備設置のためでございます。こちらについては、えびの市に近い〇〇の土地で太陽光発電施設を設置する計画のある法人が、九州電力の送電鉄塔に接続するため、変電所に隣接する当該地に変電施設を設置するものでございます。32ページをご覧ください。現地の写真です。奥の方に見えますのが、既存の変電所でございます。33ページをご覧ください。土地利用計画図です。赤線の区域が今回除外申請のあったところでございます。雨水、排水等の処理については、調整池の設置及び西側の既存の排水路に接続する計画です。黄色の部分が変電施設で、変電設備以外のところに関しては、管理駐車場用敷地また機材保管置場等として活用する計画でございます。変電所設備設置に伴い、隣接するの所有者に事業を説明して、所有者の同意を得ているとの事です。本案件について、農地区分は第1種農地となっておりますので、原則転用は不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号ホ及び農地法施行規則第37条第1項第1号の規定により、公益性の高い事業(土地収用法その他の法律により、土地を収用し、又は使用することができる事業、土地収用法第3条第1項第17号：電気事業法に一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物)と認められる事から不許可の例外規定に該当いたします。また、農振法上でも

問題ないと判断しました。34ページをご覧ください。

案件11番、場所は〇〇地区です。農用地外（採草放牧地）への除外となります。6筆で面積は22,155㎡です。変更理由は、変更理由は太陽光発電施設設置のためでございます。今回、太陽光発電事業を行う法人が、日照が良く住宅地に接しない場所を選定した結果、当該地で所有者に相談したところ、承諾を得られたので太陽光発電施設を設置するためでございます。事業全体面積は、図面で黄色の点線内で97,384㎡、そのうち赤色の区域が農振除外区域となっています。35ページをご覧ください。現地写真です。西側と東側で分けています。東側につきましては、国の補助事業で有害鳥獣用の防護柵が設置されています。これにつきましては、現在、手続き中で別な農地への移設もしくは撤去などの手続きをする予定でございます。ただし、国への補助金等の返還などで時間がかかる場合は、案件11番だけ除外が遅れるかもしれません。36ページをご覧ください。土地利用計画図です。赤い点線の区域が農振除外の区域です。パネル設置枚数は11,084枚となります。出力数について、接続許可自体が50キロワット以下の出力数での許可が約8件となっています。雨水による排水等については、パネル設置周辺部に排水溝を設置し、事業計画地北側の調整池に排水する計画です。調整池からの排水は、調整池東側の河川へ排水いたします。調整池により排水量を調整し、最終的に排水する河川については、周辺で最も低い位置にあり、これまでも自然雨水等が流れている場所でございます。また、農振以外の森林部分については、1ヘクタールを超えるため、林地開発許可が必要となります。林地開発許可については、窓口であります県自然環境課による雨水、排水処理の現地調査、協議の結果、現時点では問題ないとのこととございました。林地開発許可については、今後、宮崎県の許可基準に基づき、排水処理、調整池の規模等を判断し、周辺に影響がないように指導する流れとなっております。造成は太陽光パネルを設置する範囲と北側の調整池のみであり、残地緑地、森林として残し、自然の排水機能を保持するとの事とございます。

ます。太陽光発電施設の設置にあたっては、隣接する農地所有者等に対して事業説明を行い、所有者から同意書を取得済みとの事でございます。37ページをご覧ください。

案件12番、場所は〇〇地区です。農用地外（山林）へ除外するものです。変更理由は農業委員会の非農地決定による除外です。案件12番から15番までの変更理由は、全て農業委員会の非農地決定によるものとなります。1筆で面積は905㎡となります。38ページをご覧ください。現地写真です。山林となっております。39ページをご覧ください。

案件13番、場所は〇〇地区です。農用地外（山林）へ除外するものです。3筆で面積は2,360㎡となります。40ページをご覧ください。現地写真です。41ページをご覧ください。

案件14番、場所は〇〇地区です。農用地外（原野）へ除外するものです。1筆で面積は95㎡となります。42ページをご覧ください。現地写真です。43ページをご覧ください。

案件15番、場所は〇〇地区です。農用地外（山林）へ除外するものがございます。44ページをご覧ください。現地写真です。

以上、編入7件と除外8件の計15件でございます。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 はい、ありがとうございました。ここで畜産農政課農政企画係長より補足説明があるとの事なのでよろしくお願いいたします。

農政企画係長 はい、議長。

尾山議長 農政企画係長。

農政企画係長 私からは、農業振興地域整備計画の全体に係るところの見直しにつきまして、ご説明いたします。実施期間につきまして、令和3年度から令和4年度の2年間を掛けまして、全体の計画見直しを行っていく予定でございます。現在、農用地（青地）であるところが、将来引き続き、農業振興に資する農地であるかどうかを判断し、農用地外（白地）であるところが将来、農業振興に資する農地ではなかろうかとの判断、大きくそれらの

二つの判断をする作業となります。農業振興地域整備計画の計画期間は、5年でございます。令和3年～4年の2年間で作る訳ですので令和5年からの5年間となりますので令和9年を見据えて、本当に農業に資する農地なのか、どうかという判断の作業を2年間行っていくという事でございます。1年目は現地の基礎的な調査、現地調査を行いまして、一次的な判断をした上で2年目に県との事前協議を行い、えびの市の農業振興地域整備計画変更処理委員会という公の審査機関で審議を経て、また、終盤に皆様の農業委員会総会でご審議いただく事となります。そのようなスケジュールとなります。そういった2年間の中で皆様方には、いろいろご協力を賜りたいと考えておりますので引き続き、ご協力をお願いしたいと思います。具体的な調査方法や日程につきましては、会長はじめ事務局の皆様方と調整をさせていただいた上で皆様にご提示させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。私からの説明は以上となります。

尾山議長 ありがとうございます。ただ今、畜産農政課より説明がありました。これより議案第69号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

福迫委員 はい、議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 ページでいいますと37ページと38ページになりますが、案件12番ですが、ただいま、畑かん事業をされていると思いますが、9年前に私が農地相談員をしていた時に農地利用状況調査で遊休農地とした農地ですが、38ページを見るとクヌギが植林されていますが、これぐらいであれば、重機などで農地に再生できると考えますが、また、畑かん事業で農地に再生できるかと思いましたが、そこを確認したいと思えます。

事務局 はい、議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの福迫委員のご質問に農業委員会事務局からお答えいたします。案件12番につきましては、昨年、農業委員会の総会で非農地証明

願いが提出されました。その前に畜産農政課とは協議しております。また、小委員会で現地確認を行い、総会で審議して非農地として決定したところでございます。以上です。

福迫委員 はい、議長。

尾山議長 福迫委員、よろしいでしょうか。

福迫委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

増田委員 はい、議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 それでは、要望と質問をそれぞれさせていただきます。まず、要望ですが、農用地（青地）と農用地外（白地）の見直しは是非ともやっていただきたいと思えます。なぜ、要望するかと言いますと、山間地では農用地（青地）であると売買など下限面積などの制限があるので、できない場合もあるので見直しいただきますようよろしくお願いいたします。次に質問いたしますが、案件11番、34ページですが、これは〇〇の横になるのでしょうか。お聞きします。

事務局長 はい、議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 ただいまの増田委員のご質問にお答えいたします。〇〇の横になります。以上です。

増田委員 はい、議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 地権者は何人になりますか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 ただいまの増田委員のご質問にお答えいたします。8ページをご覧ください。案件11番の地権者につきましては、3名でございます。以上です。

増田委員 はい、議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 ちなみに売買金額などが分かっているならば、お教えてください。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 ただいまの増田委員のご質問にお答えいたします。具体的な売買金額につきましては、話しを伺っていませんので不明でございます。以上です。

尾山議長 増田委員、よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

栗下委員 はい、議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 私も先ほどの増田委員と一緒に、非農地の遊休化されているところは除外していくのは当然だと思いますが、案件13番について、ご質問いたします。ここにつきましては、2～3日前に農地パトロールをしたのですが、莫大な量の土砂が搬入されていました。非農地を何の目的に使用しているのか、そこを知りたいと思います。3筆の非農地に隣接している農地に影響があると考えます。現在、耕作している人達の農業意欲をなくす恐れがあります。非農地を何らかの目的で使用する事は賛成です、何もなければ、猪や鹿などの巣になりますので土地を使用する事は賛成ですが、何らかの目的があれば、分かっているならば、教えていただきたいと思っております。以上です。

事務局 はい、議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの栗下委員のご質問にお答えいたします。案件13番につきましても、非農地証明願いが出て、小委員会では現地調査をし、総会で審議して、湿田・日照不良・端っこであるとの事で非農地と決定したところでございます。現況、原野となっております。ただ、現況の使用状況につきましては、不明でございます。農用地であるため、畜産農政課と事前に



協議して、農業委員会が非農地と決定したので今回除外する事となりました。以上です。

栗下委員 はい、議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 非農地にした経緯は分かりましたが、その事でなく、莫大な量の土砂が搬入されているので、山も削られています。鹿児島県のナンバーの大型トラックなどが土砂を搬入しているので非農地証明で非農地とした訳ですが、県の方が許可なしに土砂の搬入など、事前に相談などがあったものか、私の地域は現場と隣接しているので搬入してくるトラックに文句を言う人も何人かいますので、地区担当の委員が何も知らないと言われるので知っていれば、お教えてください。どういう目的で土砂を搬入しているのか、県の方が許可したいのか、どうか。分からなければいいですが、お願いします。以上です。

事務局 はい、議長。

尾山議長 事務局。

事務局 大変、失礼いたしました。土砂搬入につきましては、何の目的かは非農地証明申請の段階では、分かりませんし、そういった話しもありませんでしたのでお答えする事はできません。土砂搬入というものが、許可がいるのかどうか、不明でございます。以上です。

事務局長 はい、議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 農業委員会としては、非農地と決定しましたので、それ以上の先の事は調査する事もできません。すでに搬入された土砂が産廃なのか、どうかと言う事不明ですが、搬入された土砂が産廃であれば、保健所に相談するべきかと思えます。まずは、市民環境課に協議させていただければと思います。よろしく申し上げます。

栗下委員 はい、議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 先ほどの事務局長の説明で良く分かりましたが、私が言いたい事は今後、埋め立てが進んでいけば相当な土砂の量になると思います。異常気象でどんな雨が降るのか、分からないのでAに隣接して水田がある状況ですので大量の土砂が隣接する水田に流入する事とならないような対策を取っていただきたいと思います。分かれば、次回でも構わないのでよろしく願いいたします。非農地化していない農地を守る責任があるので十分考えて、私達に教えてください。以上、要望いたします。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

谷口委員 はい、議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 長年の懸案であったオリーブ、オリーブ園で六次産業化が始まるという事ですが、今までオリーブの油を搾ったという話を今まで聞いた事がありません。非常にすばらしい事業だと思っておりますが、本当に実現可能かどうか、中には去年の寒さで枯れてしまったとの話も聞いております。六次産業産業化をする前に今後の、計画などを分かっているならば、一部で構わないのでよろしく願いいたします。

農政企画係長 はい、議長。

尾山議長 農政企画係長。

農政企画係長 ただいまの谷口委員のご質問にお答えいたします。案件7番の法人の方とは、何度か協議して、意向を確認しました。先ほど谷口委員が発言されたオリーブについては、まだ実績と言えるほどには、至っていないと私達も認識をもっており、その私達の見解を相手方には、伝えております。現在、法人としてはどういったお考えであるか言いますとこの一帯は自己資金で大規模な土壌改良を実施していくとの事とより耐水性及び耐寒性のあるオリーブの品種を作付けしていくとの事でした。この事は令和3年の春頃から実施していくとの事でした。その考えをお聞きして、私達も編入するという事について、妥当であると判断したところでございます。

もう一点の六次化に伴う加工・販売施設等については、この事に

つきましては、実現させていく手段として、国の補助金等を活用したいとの意向を承っております。この補助金を活用する場合は、事業者が直接、国から補助金をもらうのではなく、事業者が市の方に申請して、それを受けて市が国に申請をして、国から補助金交付決定を市が受ける流れになります。市が事業者と国の間に挟まる形になります。国の補助金が市に入るという事で当然、市にも責任が及んでくる訳で事業者に対しては、この計画の事業計画、収支計画、この詳細な内容について、構想段階でも構わないので提出するようにお願いしているところでございます。この内容について、担当課で精査しまして、実現可能であるという判断に至った場合に市は事業者の意向を受けまして、県の方に相談して行きたいと思っております。まだ、この段階では、しっかりやって行くとの方向性を提示していただいているだけであって、これが間違いなく、実施されていくというふうに、はっきり申し上げられる段階ではないとご承知おきいただきたいと思っております。以上です。

尾山議長 谷口委員、よろしいでしょうか。

谷口委員 もう一つよろしいでしょうか。〇〇の方ですでに六次産業化に取り組んでいるとの話しをテレビ等でしておりましたが、その生産者の人が言われていたのが、オリーブは天気の良いところでないとできないと話されました。当市の優良農地をそれに掛けるのか、掛けないのか、まさに判断が分かれるところであるなと思っておりますが、しかし、事業者が積極的に取り組んでいるのであれば、市としても推進していかなければならないという事を十分理解しているつもりですが、自然現象、天候などには人間の力は及びませんのでこの先は不透明だと感じております。返答は、入りませんので以上で終わります。

尾山議長 除外につきましては、農業委員会でもいろいろ協議していく必要があると思っておりますが、編入については、私達はなるべく協力していきたいと思っております。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長　　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。  
以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間　午前11時49分